

発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）

改 正 案	現 行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、風力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。</p> <p>2 前項の電気工作物とは、<u>一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。</u></p> <p>第二条 (略)</p> <p>(取扱者以外の者に対する危険防止措置)</p> <p>第三条 風力発電所を施設するに当たっては、取扱者以外の者に見やすい箇所に風車が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p>第四条 (略)</p> <p>(風車の安全な状態の確保)</p> <p>第五条 風車は、次の各号の場合に安全かつ自動的に停止するよう<u>な措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>回転速度が著しく上昇した場合</u></p> <p>二 風車の制御装置の機能が著しく低下した場合</p> <p>2 <u>発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、風力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(取扱者以外の者に対する危険防止措置)</p> <p>第三条 風力発電所を施設するに当たっては、取扱者以外の者に風車が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(風車の自動停止措置)</p> <p>第五条 風車は、次の各号の場合に安全かつ自動的に停止するよう<u>な措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>回転数が著しく上昇した場合</u></p> <p>二 風車の制御装置の機能が著しく低下した場合</p>

規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するよつな措置」とあるのは「安全な状態を確保するよつな措置」と読み替えて適用するものとする。

第六条（略）

（風車を支持する工作物）

第七条 風車を支持する工作物は、自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造上安全でなければならない。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないよつに適切な措置を講じること。

（公害等の防止）

第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第八項及び第十項の規定は、風力発電所に設置する発電用風力設備について準用する。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第八項及び第十項」とあるのは「第十九条第十項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。

第六条（略）

（風車を支持する工作物）

第七条 風車を支持する工作物は、自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造上安全でなければならない。

（公害等の防止）

第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第六項及び第八項の規定は、風力発電所に設置する発電用風力設備について準用する。